

(介護予防) 福祉用具貸与事業所 管理者 様
特定(介護予防) 福祉用具販売事業所 管理者 様

船橋市 介護保険課長

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の提供上の注意事項について

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売（以下、貸与及び販売）事業所において下記1のような不適切な運営をしている事業所が複数確認されています。

下記2の①及び②の条例に、貸与及び販売にあたっては、居宅サービス計画等に当該福祉用具が必要な理由等が記載され、居宅サービス計画等に沿って福祉用具貸与（販売）計画を作成し、それらの計画に基づき提供するよう定められています。これらの基準を満たしていない事例は、介護報酬の請求が認められない場合がありますので、下記を参照の上、適正に取り扱うようお願いいたします。

なお、貸与及び販売事業所の基準の遵守のためには、居宅介護支援事業所（以下、居宅事業所）における基準の遵守や貸与及び販売事業所と居宅事業所との適切な連携及び協力が不可欠であることから、居宅事業所向けにも通知し、これらの事例の周知を行い、より密接に連携したうえで、適正に運営していただくよう要請していることを申し添えます。

記

1. 不適切な運営事例

- 居宅サービス計画・介護予防サービス計画(以下、居宅サービス計画等)を入手していない
 - 居宅サービス計画等への位置づけを確認するためには居宅サービス計画等を入手する必要がある
- 居宅サービス計画等に当該福祉用具が必要な理由等が記載されていない
 - 必要な理由の記載とともに、介護支援専門員等により、随時その必要性が検討された上で、継続の場合にも、その理由とともに居宅サービス計画に位置付けられている必要がある
- 既に居宅サービス計画等が作成されているにもかかわらず、居宅サービス計画等に沿って福祉用具貸与(販売)計画が作成されていない
 - 居宅サービス計画等に福祉用具の品目や必要な理由とともに位置づけられている必要がある

2. 条例等

- ①「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
福祉用具貸与…第255条、第256条、第263条で準用する第17条、
特定福祉用具販売…第273条、第274条、第276条で準用する第17条

②「船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」

介護予防福祉用具貸与…第249条で準用する第17条、第252条

特定介護予防福祉用具販売…第263条において準用する第17条、第265条、
第266条

※①②については、船橋市ホームページにて閲覧できます。

問い合わせ先

船橋市福祉サービス部介護保険課 指定係

TEL 047-436-2782